

庄原市農業振興補助金交付要綱 (平成24年3月30日告示第44号)

最終改正:平成29年3月31日告示第72号

改正内容:平成29年3月31日告示第72号[平成29年4月1日]

○庄原市農業振興補助金交付要綱

平成24年3月30日告示第44号

改正

平成24年7月9日告示第111号
平成25年6月27日告示第78号
平成26年4月30日告示第83号
平成27年4月15日告示第75号
平成27年6月30日告示第98号
平成28年3月10日告示第19号
平成29年3月31日告示第72号

庄原市農業振興補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、農業団体その他市長が適当と認める団体若しくは個人(以下「団体等」という。)に予算の範囲内において事業補助金を交付し、本市における農業の振興を図り農家経営の安定向上に資するため、当該補助金の交付に関し庄原市補助金交付規則(平成17年庄原市規則第46号。以下「規則」という。)に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(補助の対象等)

第2条 補助の対象者は、市内に住所を有する団体等で、補助の対象となる事業、経費及び補助率(額)は、別表に定めるとおりとする。

(交付の申請手続)

第3条 補助金の交付を受けようとする団体等は、交付申請書(様式第1号)に、事業計画書(様式第2号)及び収支予算書(様式第3号)を添えて、市長に提出しなければならない。

2 交付申請書の提出期限は、市長が別に定める。

(交付の条件)

第4条 規則第6条第2項に規定する「指示又は条件」は、次のとおりとする。

(1) 補助事業を中止し、又は廃止するときは、市長の承認を受けること。

(2) 補助事業が予定期間内に完了しないとき又は補助事業の遂行が困難となったときは、速やかに市長に報告してその指示を受けること。

(3) 補助事業は、予定の期間内に完了させ、速やかに市長の完了検査を受けること。

(申請の取下げ)

第5条 規則第6条第1項の規定により補助金の交付決定を受けた団体等(以下「補助団体等」という。)は、決定通知に係る補助金の交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、当該通知を受けた日から10日以内に申請の取下げをすることができる。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付決定は、なかったものとみなす。

(届出の義務)

第6条 補助団体等は、事業着手と同時に着手届を、完成と同時に完成届を市長に提出しなければならない。

(事業計画の変更)

第7条 規則第10条第1項の規定による事業計画変更の承認申請は、別表の重要変更欄に掲げる変更の場合に行うものとする。

2 前項の規定により、事業計画の変更の承認を受けようとするときは、計画変更承認申請書(様式第4号)に計画変更計画書(様式第5号)及び収支予算の変更を伴うものにあっては、収支予算書(様式第3号)を添えて市長に提出するものとする。

(事情変更による決定の取消し等)

第8条 市長は、補助金の交付決定をした場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、交付決定の全部若しくは一部を取消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、補助事業のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りではない。

2 前項の規定により補助金の交付決定を取消すことができるのは、天災地変その他補助金の交付決定後生じた事情の変更により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合とする。

(状況報告)

第9条 市長は必要に応じ、補助事業の遂行状況に關し、状況報告を求めることができる。

(実績報告)

第10条 補助団体等は、補助事業等が完了したとき(中止又は廃止の承認を受けたときを含む。)は、事業実績報告書(様式第6

号)に収支決算書(様式第3号)その他市長が必要と認める書類を添えて、速やかに市長に提出しなければならない。

- 2 前項に定める書類の提出期限は、当該事業の完了した日若しくは当該補助事業の廃止の承認を受けた日から起算して、30日を経過した日又は当該補助金の交付決定があった日の属する市の会計年度の翌年度の4月20日のいずれか早い日とする。
(補助金の額の確定等)

第11条 市長は、補助事業の完了又は廃止に係る補助事業の成果の報告を受けたときは、当該報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等によりその報告に係る補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適當と認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、当該補助団体等に通知するものとする。ただし、軽易なものについては、この限りではない。

(交付の請求)

第12条 補助団体等は、補助金の交付をうけようとするときは、市長が別に定める日までに交付請求書(様式第7号)により市長に請求しなければならない。

(補助金の概算請求)

第13条 規則第14条第1項ただし書により概算払を受けようとする補助団体等は、概算請求書(様式第7号)を市長に提出しなければならない。

(帳簿等の保存期間)

第14条 規則第15条の規定による帳簿及び書類を保存しなければならない期間は、別に特別の定めがない限り、当該補助事業の完了の日から起算して5年を経過した日の属する市の会計年度の末日までとする。

(財産の処分制限)

第15条 補助金の交付を受けた補助団体等は、当該補助事業により取得し又は効用の増加した財産で、次に掲げるものを市長の承認を受けないで補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供してはならない。ただし、補助金の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して市長が定める期間を経過したときは、この限りではない。

(1) 不動産及びその從物

(2) 機械及び重要な器具で、市長が指定するもの

(3) その他市長が補助金の交付の目的を達成するため特に必要と認めて指定するもの

2 前項に定める財産の処分の制限をする期間並びに処分を制限する財産は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定められている期間及び財産とし、同省令に定めのない財産については、農林畜水産業関係補助金等交付規則(昭和31年農林省令第18号)に定める期間とする。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日の前日までに、廃止前の庄原市農林漁業振興補助金交付要綱(平成17年庄原市告示第112号)の規定により交付決定されたものについては、廃止前の規定は、なおその効力を有する。

附 則(平成24年7月9日告示第111号)

この告示は、平成24年7月10日から施行し、改正後の庄原市農業振興補助金交付要綱の規定は、平成24年5月1日から適用する。

附 則(平成25年6月27日告示第78号)

この告示は、平成25年6月28日から施行し、改正後の庄原市農業振興補助金交付要綱の規定は、平成25年4月1日から適用する。

附 則(平成26年4月30日告示第83号)

この告示は、平成26年5月1日から施行し、改正後の庄原市農業振興補助金交付要綱は、平成26年4月1日から適用する。

附 則(平成27年4月15日告示第75号)

この告示は、平成27年4月16日から施行し、改正後の庄原市農業振興補助金交付要綱は、平成27年4月1日から適用する。

附 則(平成27年6月30日告示第98号)

この告示は、平成27年7月1日から施行する。ただし、第2条による改正後の庄原市農業振興補助金交付要綱の規定は、平成27年4月1日から適用する。

附 則(平成28年3月10日告示第19号)

(施行期日)

1 この告示は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日の前日までに、改正前の庄原市農業振興補助金交付要綱の規定により交付決定されたものについては、なお従前の例による。

附 則(平成29年3月31日告示第72号)

(施行期日)

1 この告示は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日の前日までに、改正前の庄原市農業振興補助金交付要綱の規定により交付決定されたものについては、なお従前の例による。

別表(第2条、第7条関係)

1 農業関係

番号	事業名	対象経費等	補助率(額)	重要な変更	
				経費配分の変更	事業変更
1	農産園芸振興(野菜・果樹等)事業	<p>認定農業者並びに農業協同組合及び農業者の組織する団体等が、地域振興作物推進のための機械器具購入及び施設整備に要する経費 ただし、個人への補助は移動可能なものを除く。</p> <p>要件等</p> <p>1 汎用農機具は、補助対象外とする。</p> <p>2 中古農機等については、農機具業者の見積りを添付するものについて対象とし、個人の相対による売買は対象としない。</p> <p>3 農家が庄原農業協同組合からリースによる施設導入等の要望により、庄原農業協同組合が事業主体となる場合で、農家から依頼を受けた機械施設の導入を対象とする。</p>	<p>対象経費の1/3以内 ただし、対象経費の上限は10,000千円、下限は1,500千円</p>		
2	特產品振興事業	<p>農業協同組合又は農業者の組織する団体が、特產品の生産、加工及び販売を促進するための機械器具購入及び施設整備に要する経費</p> <p>要件</p> <p>1 地域内産の農産物を利用すること。</p>	<p>対象経費の1/3以内 ただし、対象経費の制限は次のとおり</p> <p>施設整備 上限5,000千円 下限500千円</p> <p>機械器具 上限2,000千円 下限500千円</p>		
3	循環型農業推進土壤分析事業	<p>農用地の土壤分析に要する経費</p> <p>要件</p> <p>1 事業主体は、農業協同組合とし、農業者から土壤分析を受託し行うものとする。</p> <p>2 当該農用地においては、家畜ふん尿堆肥を利用して農産物を生産し、循環型農業を推進していること。</p> <p>3 土壤分析の回数は、農用地1枚当たり年2回以内とする。</p>	対象経費の1/3以内		
4	果樹樹体被害対策事業	<p>農業者の組織する団体が、降雪・台風など自然災害や獸等により、果樹の樹体に被害を受け、樹体の改植に要する経費</p> <p>要件</p> <p>1 産地計画の策定に取り組む組織</p> <p>2 1箇所当たり2a未満</p>	<p>対象経費の1/3以内 ただし、対象経費の上限は1a当たり、60千円</p>		
5	ブランド米推進事業	低農薬・低化学肥料等安全安心な米づくりを基本に、市内で生産した米を高価格で販売するための知名度向上及び販売促進に必要な広告宣伝、商	対象経費の4/5以内 ただし、補助金の上限額120万円以		

		標登録等に要する経費。 要件 1 こだわり米の生産を行う法人又は生産団体等	内		
6	数量調整円滑化推進事業	広島県農林水産業関係単独事業補助金交付要綱(昭和57年10月5日施行)に基づき実施される事業に要する経費	広島県農林水産業関係単独事業補助金交付要綱に準ずる。	同左	同左
7	小水力発電所整備事業	農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要綱(平成19年8月1日付け19企第100号農林水産事務次官依命通知)及び農業農村整備における再生可能エネルギー導入支援モデル事業実施要綱(平成21年5月29日付け21農振第513号農林水産事務次官依命通知)に基づき実施される事業に要する経費	農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要綱及び農地等整備・保全推進事業費補助金等交付要綱に準ずる。	同左	同左
8	経営所得安定対策推進事業	直接支払推進事業実施要綱(平成23年4月1日付け22経営第7135号農林水産事務次官依命通知)及び広島県農業振興対策事業費補助金等交付要綱(昭和56年12月15日制定)に基づき実施される事業に要する経費	広島県農業振興対策事業費補助金等交付要綱に準ずる	同左	同左
9	農地集積加速化支援事業	農地集積・集約化対策事業実施要綱(平成26年2月6日付け25経営第3139号農林水産事務次官依命通知)及び広島県農業振興対策事業費補助金等交付要綱(昭和56年12月15日制定)に基づき実施される事業に要する経費	広島県農業振興対策事業費補助金等交付要綱に準ずる	同左	同左
10	農業産地拡大発展事業	広島県農業生産総合対策等補助金交付要綱(平成12年6月2日制定)に基づき実施される事業に要する経費	広島県農業生産総合対策等補助金交付要綱に準ずる	同左	同左
11	経営体育成支援事業	経営体育成支援事業実施要綱(平成23年4月1日付け22経営第7296号農林水産事務次官依命通知)別表1の事業内容欄の1に基づき実施される事業に要する経費	事業に要する経費の10分の3以内	広島県農業振興対策事業費補助金等交付要綱に準ずる。	同左
12	園芸用農地確保支援事業	1 補助金交付の対象となる経費は、広島県農林水産業関係単独事業補助金交付要綱(昭和57年10月5日施行)に基づき実施される事業に要する経費とする。 2 補助金交付の対象となる者は、次のいずれにも該当する農地を貸し付けた農地所有者とする。 (1) 人・農地プランの範囲内のまとまった農地(50a以上で接続する農地(施設野菜の場合は20a以上)) (2) 農地中間管理機構へ10年以上貸し付け、担い手に転貸された農地 (3) 転貸を受けた担い手が、対象品目等の生産を行うこと。 (4) 事業実施年度の3月31日までに担い手へ転貸又は貸付けが行	貸付け農地10アール当たり30,000円以内	広島県農林水産業関係単独事業補助金交付要綱に準ずる。	同左

		われた農地		
2 畜産関係				
番号	事業名	対象経費等	補助率(額)	重要な変更
				経費配分の 変更
1	畜産防疫対策事業	畜産農家が家畜伝染病の発生及びまん延を未然に防止するための防疫機械施設の導入・整備に要する経費	対象経費の1/3以内 ただし、対象経費の上限は1,000千円	
2	アカバネ病予防対策事業	アカバネ病を含む牛異常産三種混合ワクチンの接種に要する経費	対象経費の2/5以内	
3	水田放牧等促進事業	<p>市内の転作田等へ和牛等を放牧するために必要な牧柵の購入に要する経費</p> <p>1 対象者 (1) 和牛、乳牛、豚を飼養する畜産農家であること。</p> <p>2 交付要件 (1) 市内の転作田等に放牧すること (2) 耕種農家が所有する転作田等に放牧する場合、所有する農家と放牧契約を結ぶこと。 (3) 牧柵の種類は、電気牧柵、有刺鉄線等とする。 (4) 放牧する面積を原則1区画50a以上とし、谷間など範囲が限定される場合においては、概ね30aとすること。 (5) 複数箇所で牧柵等を設置する場合は、それぞれの放牧箇所が上記の条件を満たすこと。 (6) 牛の運動場は、対象としない。</p>	対象経費の1/3以内 ただし、補助限度額は70千円	
4	環境保全型農業推進事業	<p>畜産業を営む農業者等が、堆肥を生産する施設の設置及び改修並びに堆肥の運搬・散布に利用する機械の購入及び修繕に要する経費</p> <p>要件 1 対象者は、牛10頭若しくは豚100頭以上を飼養する農業者又はその農業者を含む団体とし、堆肥生産販売届出者又は届出予定者であること。 ただし、生産された堆肥が複数の農業者等に利用されるものに限る。</p>	対象経費の1/3以内 ただし、対象経費の上限は8,000千円、下限は500千円	
5	乳用牛受精卵導入事業	<p>乳用牛への和牛優良受精卵の移植に要する経費</p> <p>要件 1 同一牛は年2回以内</p>	対象経費の1/2以内 ただし、1回当たりの補助限度額は10千円	
6	産肉データ収集事業	<p>和牛の産肉データ収集に要する経費</p> <p>要件 1 肥育農家等が市内の和牛素牛を購入した場合に限る。 2 産肉データが判明したときは、速やかに市長に報告しなければならぬ</p>	脂肪交雑育種価0.0未満又は未判明の場合 農家 1頭当たり40千円以内	

		い。	農協肥育センター 1頭当たり20千円 以内 脂肪交雑育種価 0.0以上、かつ、 0.80未満の場合 農家 1頭当たり20千円 以内 農協肥育センター 1頭当たり10千円 以内		
7	繁殖用和牛造成推進事業	市内農業者等が基礎牛の造成を目的とする繁殖用和牛の導入又は保留に要する経費	1 基本額 1頭当たり50千円 2 導入加算額 1頭当たり20千円 3 増頭加算額 1頭当たり50千円 3年間の飼養義務を課し、毎年、飼養頭数の確認を行う。 ただし、対象牛の死亡等市長が特に必要と認めたときは義務を免除することができる。		
8	和牛導入資金利子補給事業	和牛導入に必要な資金の融資を受けた場合の利息 1 対象者 (1) 和牛飼養農業者 (2) 新規和牛飼養農業者 2 交付要件 (1) 庄原農業協同組合が実施する肉用牛家畜導入資金又はJA農業サポートローンを利用すること。 (2) 導入した和牛は、5年以上飼養すること。	和牛導入に要する資金の借入利息の1／2以内		
9	和牛ヘルパー利用促進事業	ヘルパー利用組合が行う和牛ヘルパー事業及び広島県畜産協会が行う畜産ひろしま人材バンクの利用に要する経費	対象経費の1／3以内		
10	家畜飼養施設増改築等支援事業	畜産農家が、飼養規模拡大及び飼養形態改善のため、個人等で実施する畜舎及び堆肥舎の新築及び増改築、既存施設の取得(以下「増改築等」という。)のために必要な経費 1 対象者 (1) 和牛、乳牛、豚を飼養する畜産農家であること。 (2) 飼養技術を習得し、5年以上継続して家畜飼養が確実であること。 (3) 市外の企業が経営する家畜飼養は対象としない。 2 交付要件	対象経費の1／3以内 ただし、対象経費の制限は次のとおり 畜舎の新築 上限5,000千円 畜舎の増改築 上限2,000千円 下限500千円 堆肥舎の新築 上限3,000千円 堆肥舎の増改築 上限1,000千円		

		(1) 事業実施後5年以上の家畜飼養及び増頭の計画があり、適正な建物規模であること。 (2) 増改築等に必要な資金計画ができていること。 (3) 建設用地の確保及び農地転用など、制度上必要な手續が完了していること。	下限300千円 既存施設の取得 上限5,000千円		
11	乳用牛群検定事業	酪農家が広島県酪農業協同組合に委託して行う乳用牛群検定に要する経費	対象経費の2／10以内		
12	乳用牛防疫対策事業	乳用牛の法定伝染病の血液検査に要する経費	対象経費の4／10以内		
13	乳用牛ヘルパー利用促進事業	広島県酪農業協同組合が行う酪農ヘルパー事業の利用に要する経費	対象経費の1／15以内		
14	乳用牛増頭推進事業	乳用牛の増頭及び高能力牛への更新のための乳用牛の導入又は自家保留に要する経費 要件 1 酪農家(新規を含む。)で、5年以上継続した乳用牛飼養が確実であること。 2 乳用牛群検定事業を実施していること。 3 導入は、広島県酪農業協同組合が実施する事業による酪農協有牛であること。	1 導入による増頭 1頭当たり70千円以内 2 導入による更新 1頭当たり35千円以内 3 自家保留 1頭当たり10千円ただし、自家保留は、初産分娩をもって対象とする。		
15	配合飼料利用支援事業	配合飼料価格の高騰により、配合飼料を利用する酪農家、養豚農家及び和牛肥育農家が実質負担増となった経費 要件 1 配合飼料価格から各種補てん金額を差し引いた後の額が、分岐点価格を上回っていること。 対象者 1 酪農家、養豚農家及び和牛肥育農家とし、市外の企業が経営するものは対象としない。	配合飼料利用に伴い負担増となつた経費の1／3以内 又は1t当たり2千円のいずれか低い額		
16	豚防疫対策事業	豚の伝染病の予防接種等に要する経費 対象者 養豚農家とし、市外の企業が経営するものは対象としない。	対象経費の4／10以内		
17	種豚確保対策事業	自家利用する繁殖用種豚(雌雄)を生産するための純粹種精液の利用に要する経費 対象者 養豚農家とし、市外の企業が経営するものは対象としない。	純粹種精液1セット当たり10千円以内		
18	畜産共進会開催事業	地域共進会等の開催に要する経費	定額		
19	農林漁業セーフティーネット資金利子助成事業	農業者等が原油価格高騰に対応し、経営の維持安定のため融資を受けた資金の利子 対象者 平成20年度に融資を受けた資金の利	支払利子の10／10以内		

		子に限る。			
20	強い農業づくり交付金	<p>1 補助金交付の対象となる経費は、強い農業づくり交付金実施要綱(平成17年4月1日付け16生産第8260号農林水産事務次官依命通知)及び広島県畜産振興事業補助金交付要綱(昭和55年10月8日制定)に基づき実施される事業に要する経費とする。</p> <p>2 補助金交付の対象となる者は、次のいずれにも該当するものとする。</p> <p>(1) 受益農家及び事業参加者が、原則5戸以上であること。</p> <p>(2) 強い農業づくり交付金交付要綱第3の4の成果目標基準を満たしていること。</p> <p>(3) 整備事業を実施する場合にあっては、当該施設等の整備による全ての効用によって全ての費用を償うことが見込まれること。(総事業費が5千万円以上のものに限る。)</p> <p>(4) 共同利用施設を設置する場合にあっては、原則として、総事業費が5千万円以上であること。</p>	広島県畜産振興事業補助金交付要綱に準ずる。	同左	同左

備考

- (1) 認定農業者とは、農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第12条に定める農業経営改善計画を作成し、これを市長に提出して、当該農業経営改善計画が適当である旨の認定を受けた者とする。
- (2) 別表第2項の表4の項対象経費の欄牛及び豚のカウントに当たっては、子畜については排せつ物量が少ないこと等から母畜一体のものとして扱うこととし、牛にあっては6か月齢未満、豚にあっては3か月齢未満のものをその対象から除外するものとする。ただし、肉用牛繁殖経営においては、出荷されることが確実と見込まれる子牛については、10か月齢未満のものを子畜として扱うものとする。また、乳用種育成経営においては、大規模化が進展しており、家畜排せつ物の適正な管理を確保する必要があることから、飼養されている育成牛(6か月齢未満のものを含む。)については、実頭数に3分の1を乗じて得た数をもって当該経営の飼養頭数として扱うものとする。
- (3) 基礎牛とは、生産された60月齢以下の繁殖用和牛とする。
- (4) 分岐点価格とは、独立行政法人農畜産業振興機構が公表する飼料費以外の物財費及び労働力などに関する、1割の生産性向上を行ったとしても、粗収益と生産コストが均衡する配合飼料価格をいう。
- (5) 地域共進会等とは、合併前(平成17年3月30日現在)の市町を区域として開催される畜産共進会、子牛共励会とする。
- (6) 国県の補助事業等で特別の定めのある場合を除き、補助金の合計額に千円未満の端数が生じたときは、その端数金額は切り捨てとする。

様式(省略)